



SU20350301

# 地震保険改定のご案内

2022年10月1日以降を補償開始とする地震保険に対して、以下の改定を行いましたので、ご案内いたします。  
 また、2019年1月、2021年1月にも改定を行っておりますので、あわせて内容をご確認くださいませようお願い申し上げます。

地震保険は「地震保険に関する法律」に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定は各損害保険会社共通のものです。

## 1 地震保険料の改定 2022年10月改定 2021年1月改定 2019年1月改定

地震保険料を改定しました。改定率は都道府県および建物の構造によって異なりますが、一部を除き保険料は引上げとなります。地震保険の制度を維持するために必要な改定であり、お支払いいただいた地震保険料は必要経費部分を除いたすべての額が積み立てられ、地震災害による保険金の支払いに備えられます。

(注) 地震保険の保険料は「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、損害保険料率算出機構が算出した「地震保険基準料率」を使用しています。今回の保険料改定の背景等は損害保険料率算出機構のニュースリリース ([https://www.giroj.or.jp/ratemaking/earthquake/202106\\_news.html](https://www.giroj.or.jp/ratemaking/earthquake/202106_news.html)) をご確認ください。なお、地震保険料の改定は、2017年1月以降、3段階に分けて行いました。その間に発生した保険料の不足を解消するため、今回の改定から今後10年程度の期間をかけて不足分の上乗せを行います。

### ◆改定前後の地震保険料例（保険金額1000万円、保険期間1年、割引適用なしの保険料）

所在地	I構造 (火災保険の構造級別： M、T構造)		□構造 (火災保険の構造級別： H構造)		□構造(経過措置料率) <sup>※1</sup> (火災保険の構造級別： H構造(経過料率))	
	現在の <sup>※2</sup> ご契約	改定後	現在の <sup>※2</sup> ご契約	改定後	現在の <sup>※2</sup> ご契約	改定後
北海道、青森、新潟、岐阜、京都、兵庫、奈良	8,100円	7,300円	15,300円	11,200円	10,500円	11,200円
岩手、秋田、山形、栃木、群馬、富山、石川、福井、長野、滋賀、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島	6,800円	7,300円	11,400円	11,200円	8,800円	11,200円
宮城、山梨、香川、宮崎、沖縄	9,500円	11,600円	18,400円	19,500円	12,300円	19,500円
福島	7,400円	11,600円	14,900円	19,500円	9,600円	16,300円
茨城	13,500円	23,000円	27,900円	41,100円	17,500円	29,700円
埼玉	15,600円	26,500円	27,900円	41,100円	20,200円	34,300円
千葉、東京、神奈川、静岡	22,500円	27,500円	36,300円	41,100円	29,200円	41,100円
愛知、三重、和歌山	17,100円	11,600円	28,900円	19,500円	22,200円	19,500円
大阪	13,200円	11,600円	23,800円	19,500円	17,100円	19,500円
徳島、高知	13,500円	23,000円	31,900円	41,100円	17,500円	29,700円
愛媛	12,000円	11,600円	23,800円	19,500円	15,600円	19,500円
大分	9,500円	7,300円	18,400円	11,200円	12,300円	11,200円

※1 経過措置の終了に向けて、本来の□構造の料率に近づける見直しを行っています。

※2 現在のご契約に適用されている料率で計算した場合の地震保険料です。

## 2

### 長期係数の見直し

2022年10月改定

2021年1月改定

2019年1月改定

近年の金利状況を踏まえ、地震保険期間が2年～5年の整数年・長期一括払の場合の保険料計算に使用する長期係数（保険期間1年の基本料率に乘じる係数）を見直しました。

地震保険期間	2年	3年	4年	5年
現行	1.90	2.75	3.60	4.45
改定後	1.90	2.85	3.75	4.70

## 3

### 割引確認資料の対象範囲拡大について

2019年1月改定

地震保険の割引制度をご利用いただきやすくするため、割引を適用する際の確認資料の範囲を拡大しました。割引の適用条件を満たすことが確認できる所定の確認資料の写しをご提出いただきますと、地震保険割引を適用することができます。現在、地震保険の割引を適用していない場合または既に地震保険割引を適用している場合でも、ご継続後の地震保険契約から、新たに割引を適用することや割引率を拡大することができる可能性があります。

改定の対象となる地震保険割引	改定内容
免震建築物割引 耐震等級割引 建築年割引 耐震診断割引 (共通)	保険の対象について地震保険の割引が適用されていることが確認できる※1次のものを確認資料に追加しました。 <b>満期案内書類(写)※2</b> <b>契約内容確認のお知らせ(写)※2</b> ※1 耐震等級割引の場合は、耐震等級も確認できることが必要です。 ※2 これらの代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類(写)または電子データ(写)を含みます。 なお、証券番号や所在地等、所定の項目が記載されているものにかぎります。
建築年割引	1981(昭和56)年6月1日以降に新築されたことが確認できる次のものを確認資料に追加しました。 <b>不動産売買契約書(写)※</b> <b>賃貸住宅契約書(写)※</b> <b>登記の申請にあたり登記所に提出する工事完了引渡証明書(写)</b> ※宅地建物取引業者が交付する契約書を指します。

お問い合わせ先

ご継続・異動受付センター

通話料  
無料 **0120-153-028**

9:00～17:30 / 土・日・祝日も営業(年末年始を除く)

**セゾン自動車火災保険株式会社**

本社 〒170-6068 東京都豊島区東池袋3-1-1  
サンシャイン60

ホームページ <https://www.ins-saison.co.jp>